

## ○三豊市歴史公文書の利用等に関する規則

平成27年3月31日

規則第9号

改正 平成28年3月30日規則第15号

令和4年3月29日規則第11号

令和5年3月27日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、三豊市公文書等の管理に関する条例(平成27年三豊市条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、歴史公文書の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(目録の作成及び公表)

第3条 条例第13条第4項の規定により作成する目録に、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 書架番号
- (2) 名称
- (3) 完結年度
- (4) 当該歴史公文書を所管していた実施機関
- (5) 公開の区分

2 市長は、条例第13条第4項の目録について、三豊市図書館に備えて一般の閲覧に供する方法等により公表しなければならない。

(利用制限の基準等)

第4条 条例第14条第2項に規定する時の経過を考慮する基準(以下「利用制限基準」という。)は、別表のとおりとする。

2 市長は、歴史公文書の利用請求があった場合において、利用制限基準に該当するときは、利用を制限することができる。

(本人であることを示す書類)

第5条 条例第15条の利用請求をしようとする者は、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券その他これらに類する書類で市長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(利用請求の手続)

第6条 条例第16条の規定により、歴史公文書を利用しようとする者は、歴史公文書利用請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(掲載等の申請)

第7条 写しの交付を受けた歴史公文書について、掲載等を希望する者は、掲載等をしようとする歴史公文書に著作権、所有権等を有する者がいるときは、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 歴史公文書の掲載等をした者は、当該歴史公文書の掲載等により著作権等の問題が生じたときは、自らの責任においてその問題を処理しなければならない。

(利用決定通知等)

第8条 市長は、条例第17条第1項又は第2項の規定により利用請求に係る決定をしたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により請求者に通知する。

- (1) 歴史公文書の全部を利用させる旨の決定をしたとき 歴史公文書利用決定通知書(様式第2号)
- (2) 歴史公文書の一部を利用させる旨の決定をしたとき 歴史公文書一部利用決定通知書(様式第3号)
- (3) 歴史公文書の全部を利用させない旨の決定をしたとき 歴史公文書利用制限通知書(様式第4号)

(利用決定等期間延長通知)

第9条 市長は、条例第17条第4項の規定による通知は、歴史公文書利用決定等期間延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

(利用決定等期間特例延長通知)

第10条 市長は、条例第18条の規定による通知は、歴史公文書利用決定等期間特例延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(歴史公文書の利用に対する意見照会書等)

第11条 条例第19条第1項の規定による通知は、歴史公文書の利用に対する意見照会書(様式第7号)により、同条第2項の規定による通知は歴史公文書の利用に対する意見照会書(様式第8号)により行うものとする。

2 条例第19条第1項及び第2項の規定による意見書は、歴史公文書の利用に対する意見書(様式第9号)によるものとする。

3 条例第19条第4項の規定による通知は、歴史公文書の利用決定に係る通知書(様式第10号)により行うものとする。

(電磁的記録の利用の方法)

第12条 電磁的記録の利用方法は、三豊市情報公開条例施行規則(平成18年三豊市規則第13号)第7条の規定を準用する。

(歴史公文書の実施機関による利用)

第13条 実施機関が歴史公文書を職務上利用しようとするときは、行政文書の取扱いに準じて行うものとする。

(費用負担)

第14条 条例第21条第2項の規則で定める額については、三豊市情報公開条例施行規則第8条の規定を準用する。

(審査請求)

第15条 条例第22条第3項の規定による通知は、公文書等管理委員会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(歴史公文書の廃棄)

第16条 条例第25条の規定による廃棄は、著しい劣化によりその判読及び修復が困難となったため利用できなくなったこと、その他の事情により歴史資料として重要でなくなったと認められる歴史公文書について行うことができる。

2 市長は、前項の規定により廃棄される歴史公文書について、その廃棄に関する記録を作成するものとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、歴史公文書の利用等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であつてこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の三豊市歴史公文書の利用等に関する規則、第2条の規定による改正前の三豊市情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の三豊市個人情報保護条例施行規則、第4条の規定による改正前の三豊市地域内分権推進交付金交付規則、第5条の規定による改正前の三豊市税条例施行規則、第6条の規定による改正前の三豊市国民健康保険税の納税通知書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の三豊市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の三豊市生活保護法施行細則、第9条の規定による改正前の三豊市特定教育・保育施設等の確認に関する規則、第10条の規定による改正前の三豊市放課後児童クラブ条例施行規則、第11条の規定による改正前の三豊市家庭的保育事業等の認可等に関する規則、第12条の規定による改正前の三豊市児童手当事務取扱規則、第13条の規定による改正前の三豊市老人福祉法施行細則、第14条の規定による改正前の三豊市在宅要介護者家族介護手当支給条例施行規則、第15条の規定による改正前の三豊市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第16条の規定による改正前の三豊市隣保館条例施行規則、第17条の規定による改正前の三豊市国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する規則、第18条の規定による改正前の三豊市財田町高齢者生活福祉センター管理運営規則、第19条の規定による改正前の三豊市介護保険条例施行規則、第20条の規定による改正前の三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の三豊市農業及び漁業集落排水事業分担金徴収条例施行規則、第22条の規定による改正前の三豊市宝山湖公園条例施行規則及び第23条の規定による改正前の三豊市文化会館条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第19号)

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

別表(第4条関係)

利用制限基準

情報区分	内容	具体例	利用制限期間	
個人情報	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報(同法第69条第2項各号に該当する場合を除く。)	個人の基本属性等一般的な情報	氏名、生年月日、性別、住所等	完結年度の翌年度から30年間
		個人の秘密	学歴、職歴、財産、所得、採用、選考、任免、勤務評定、服務等	完結年度の翌年度から50年間
		個人の重大な秘密	国籍、人種、民族、家族、親族婚姻、信仰、思想、感染性疾患、身体障害、健康状態等	完結年度の翌年度から80年間
		個人の子孫に影響する特に重大な秘密	門地、遺伝性疾患、精神障害その他これらに類する健康状態、犯罪歴、補導歴等	完結年度の翌年度から100年以上(100年経過時点で再判断)
法人等情報	三豊市情報公開条例第7条第2号に該当する法人等情報		完結年度の翌年度から30年間(不正競争防止法(平成5年法律第47号)第2条第6項に規定する営業秘密に該当する情報については、30年経過時点で再判断)	
事務又は事業に関する情報	三豊市情報公開条例第7条第4号に該当する事務又は事業に関する情報		完結年度の翌年度から30年間	
公共の安全等に関する情報	三豊市情報公開条例第7条第5号に該当する公共の安全等に関する情報	刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の執行に関する情報	完結年度の翌年度から30年以上(30年経過時点で再判断)	
法令秘情報	三豊市情報公開条例第7条第6号に該当する法令秘情報		完結年度の翌年度から30年以上(30年経過時点で再判断)	
非公開約束情報	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第3号ロに該当する非公開約束情報		完結年度の翌年度から80年間	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

三豊市長 様

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

歴史公文書利用請求書

三豊市公文書等の管理に関する条例第16条の規定により、次のとおり歴史公文書の利用を請求します。

書 架 番 号	歴 史 公 文 書 の 名 称
利 用 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複写したものの交付 <input type="checkbox"/> 郵送による交付 <input type="checkbox"/> 掲載等 掲載等の方法 〔 〕
備 考	

注 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

文書館 処理欄	承認	返却	備考

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

三豊市長

印

歴史公文書利用決定通知書

年 月 日付けで利用請求のありました歴史公文書について、三豊市公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり全部を利用に供することと決定したので通知します。

利用請求に係る 歴史公文書			
利用の日時及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 午後 時 分
	場所		
利用の方法			
事務担当課	電話番号		
備考			

(注意)

- 1 利用の日時が都合の悪いときは、あらかじめ担当に連絡してください。
- 2 歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。
- 3 掲載等を希望する者は、掲載等をしようとする歴史公文書に著作権、所有権等を有する者がいるときは、あらかじめその者の同意を得ること。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長

印

歴史公文書一部利用決定通知書

年 月 日付けで利用請求のありました歴史公文書について、三豊市公文書等の管理に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり一部を利用に供することと決定したので通知します。

利用請求に係る 歴史公文書			
利用の日時及び場所	日時	年 月 日（ ）	午前 午後 時 分
	場所		
利用の方法			
利用に供しない部分			
利用に供しない理由			
事務担当課	電話番号		
備考			

(注意)

- 1 利用の日時が都合の悪いときは、あらかじめ担当に連絡してください。
- 2 歴史公文書を利用する際には、この通知書を提示してください。
- 3 掲載等を希望する者は、掲載等をしようとする歴史公文書に著作権、所有権等を有する者があるときは、あらかじめその者の同意を得ること。

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三豊市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三豊市を被告として（訴訟において三豊市を代表する者は、三豊市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

三豊市長

印

歴史公文書利用制限通知書

年 月 日付けで利用請求のありました歴史公文書について、三豊市公文書等の管理に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり全部を利用に供しないことと決定したので通知します。

利用請求に係る 歴史公文書	
利用に供しない理由	
事務担当課	電話番号
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三豊市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三豊市を被告として（訴訟において三豊市を代表する者は、三豊市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長

印

歴史公文書利用決定等期間延長通知書

年 月 日付けで利用請求のありました歴史公文書については、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、三豊市公文書等の管理に関する条例第17条第4項の規定により通知します。

利用請求に係る歴史公文書	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長後の決定期間の満了日	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当課	電話番号
備考	

様式第6号（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

三豊市長

印

歴史公文書利用決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで利用請求のありました歴史公文書については、次のとおり利用決定等の期間を延長しましたので、三豊市公文書等の管理に関する条例第18条の規定により、通知します。

利用請求に係る歴史公文書	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
歴史公文書のうち相当の部分について利用決定等をする期間の満了日	年 月 日（ ）
上記の期間内に利用決定等をする部分	
三豊市公文書等の管理に関する条例18条の規定を適用する理由	
残りの歴史公文書について利用決定等をする期間の満了日	年 月 日（ ）
事務担当課	電話番号
備考	



様式第7号（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

三豊市長

印

歴史公文書の利用に対する意見照会書

年 月 日付けであなたに関する情報が記録されている歴史公文書の利用  
請求がありました。この歴史公文書を利用することについて、三豊市公文書等の管理に  
関する条例第19条第1項の規定により、あなたの意見を求めますので、御意見がありま  
したら、別紙「歴史公文書の利用に対する意見書」を提出してください。

利用請求に係る 歴史公文書	
歴史公文書に 記録されている あなたの情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先 （事務担当課）	電話番号
備 考	

(注意)

- 1 別紙「歴史公文書の利用に対する意見書」は、提出期限までに提出してください。
- 2 提出期限までに意見書を提出されないときは、意見はないものとみなします。

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長

印

歴史公文書の利用に対する意見照会書

年 月 日付けであなたに関する情報が記録されている歴史公文書の利用  
請求がありました。この歴史公文書を利用することについて、三豊市公文書等の管理に関  
する条例第19条第2項の規定により、あなたの意見を求めますので、御意見がありまし  
たら、別紙「歴史公文書の利用に対する意見書」を提出してください。

利用請求に係る 歴史公文書	
歴史公文書に 記録されている あなたの情報の内容	
三豊市公文書等の 管理に関する条例 第19条第2項の規定 を適用する理由	
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
意見書の提出先 （事務担当課）	電話番号
備 考	

（注意）

- 1 別紙「歴史公文書の利用に対する意見書」は、提出期限までに提出してください。
- 2 提出期限までに意見書を提出されないときは、意見はないものとみなします。

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

三豊市長 様

〒 ー

住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、  
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

歴史公文書の利用に対する意見書

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

利用請求に係る 歴史公文書	
利用に対する意見	<input type="checkbox"/> 歴史公文書の利用について、反対しない。 <input type="checkbox"/> 歴史公文書の利用について、反対する。
利用に反対する 部分及びその理由	1 歴史公文書の利用により支障がある部分 2 歴史公文書の利用により支障がある理由
備 考	

(注意)

- 1 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 2 提出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記載してください。

様式第10号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長

印

歴史公文書の利用決定に係る通知書

年 月 日付けで照会しました歴史公文書については、次のとおり利用（一部利用）することと決定しましたので、三豊市公文書等の管理に関する条例第19条第4項の規定により通知します。

利用請求に係る 歴史公文書	
歴史公文書に 記録されている あなたの情報の内容	
利用を実施する日	年 月 日（ ）
利用を決定した処分	年 月 日付け 第 号
利用を決定した理由	
事務担当課	電話番号
備考	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三豊市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三豊市を被告として（訴訟において三豊市を代表する者は、三豊市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第15条関係）

第 年 月 日  
号

様

三豊市長

印

公文書等管理委員会諮問通知書

年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、次のとおり三豊市公文書等管理委員会に諮問しましたので、三豊市公文書等の管理に関する条例第22条第3項の規定により通知します。

審査請求に係る歴史 公文書	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日（ ）
委員会に諮問した日	年 月 日（ ）
事務担当課	電話番号
備考	